

# 能代市一般廃棄物処理基本計画

平成 19 年 3 月  
能 代 市



第1章 計画の概要	1
1. 計画の目的について	1
2. 計画の位置付けについて	1
3. 計画の期間について	2
第2章 一般廃棄物処理の現状と課題	3
〔1〕ごみ処理	3
1. ごみ処理の状況について	3
2. ごみ処理の実績について	7
3. ごみ処理の流れについて	8
4. 資源化の状況について	9
5. 最終処分の状況について	10
6. ごみ処理の課題について	10
〔2〕し尿及び生活雑排水処理	12
1. し尿及び生活雑排水処理の状況について	12
2. し尿及び生活雑排水処理の実績について	13
3. し尿及び生活雑排水処理の課題について	14
第3章 一般廃棄物処理基本計画	15
〔1〕ごみ処理	15
1. ごみ処理に係る理念・目標について	16
2. ごみ処理の基本方針について	17
3. ごみ排出量の推計について	16
4. 基本目標について	17
5. 目標達成に向けたごみ処理の施策について	18
〔2〕し尿及び生活雑排水処理	23
【能代市一般廃棄物処理基本計画の策定経過等】	
能代市一般廃棄物処理基本計画の策定経過	26
諮問文	27
答申文	28
能代市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	29
能代市環境のまちづくり市民懇談会委員名簿	29



# 第1章 計画の概要

## 1.計画の目的について

「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルの変化を背景に廃棄物は質・量ともに多様化・増大し、地球の温暖化などの深刻な問題を発生させております。これらの問題を解決するには、社会の仕組みや人間の諸活動を極力、環境に負荷を与えない循環型の社会システムに移行させることが不可欠です。

このため国では環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、リサイクル関連法を体系的に整備してきました。特に循環型社会形成推進基本法では、発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 適正処分という廃棄物の減量化とリサイクル対策上の優先順位が示されるとともに、「排出者責任」や「拡大生産者責任」といった考えが盛り込まれることとなりました。

このような状況のなか、新能代市においては、住民の福祉向上を図る上から合併の効果を最大限に引き出し、旧市町において取り組んできたごみ減量とリサイクル推進についての取り組みを発展的に統一・拡充することが喫緊の課題となっています。これらの諸課題に対し、平成20年4月から収集方法の統一を図るとともに、容器リサイクル法に基づく「その他プラスチック類」の分別収集に取り組むこととしております。また、住民負担のあり方についても統一する必要がある、本市の財政状況を再確認し適正な住民負担のあり方を検討することとしております。

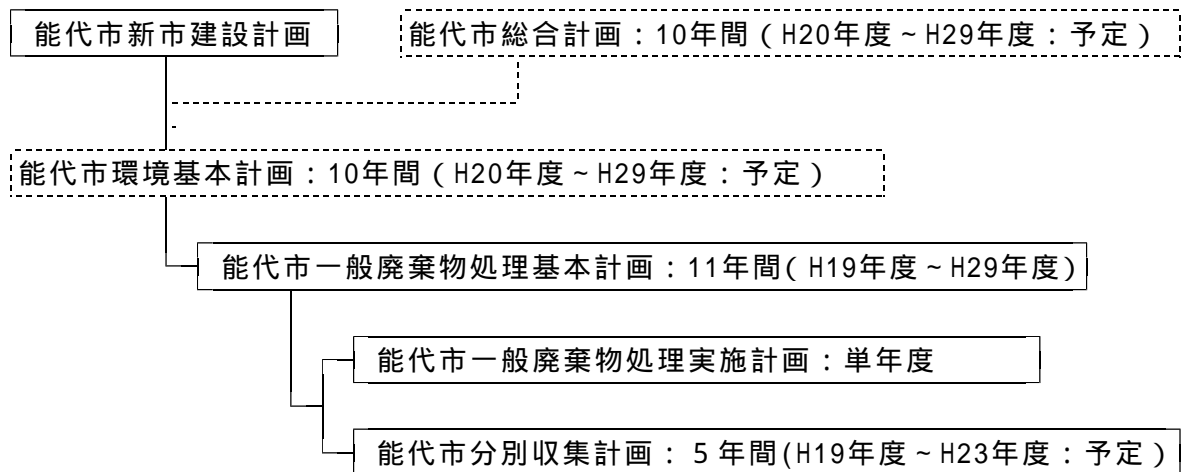
以上のことから、市の上位計画である総合計画の策定に先立って、総合計画に盛り込むべき事項等を勘案しながら新市における一般廃棄物処理基本計画を策定し、資源循環型社会の構築を目指して、今後取り組むべき方向を示すものであります。

## 2.計画の位置付けについて

国では、平成12年6月「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、これまでの容器包装リサイクル法、家電リサイクル法に加え、資源有効利用促進法や建設リサイクル法、食品リサイクル法などのリサイクル関係法を整備し、本格的に循環型社会の形成に向け取り組んでいます。

また、秋田県においても「あきた21総合計画」及び「秋田県環境基本計画」を踏まえ、循環型社会の構築と廃棄物の減量等を目標とし、廃棄物処理対策の総合的・計画的な推進を図るため、「第2次秋田県廃棄物処理計画」を定めています。

当市は、平成18年3月に合併しましたが、これを機に、上位法令や県計画並びに市の新市建設計画を基本としながら現在策定中の総合計画との整合性を図り、市の一般廃棄物処理事業に関する具体的方向を明確にする計画といたします。



### 3.計画の期間について

この計画は、平成19年度から平成29年度までの11年間（前期6年、後期5年）とします。

なお、この計画は、概ね5年ごとに見直しを行うほか、本市の廃棄物行政を取り巻く諸情勢に変化等があった場合には、適宜、見直すものとします。

## 第2章 一般廃棄物処理の現状と課題

### 〔1〕ごみ処理

#### 1.ごみ処理の状況について

一般家庭から排出されるごみは、能代地域では「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」、「埋立ごみ」及び「資源ごみ」に大別されます。このうち「資源ごみ」は更に「缶類」、「ビン類」、「ペットボトル」、「紙類」及び「乾電池」に分類されています。更に「ビン類」は無色、茶色、その他に、「紙類」は新聞、雑誌、ダンボール及び紙パックに細分されています。また、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」および「資源ごみ」はステーション方式で収集しており、「粗大ごみ」や「埋立ごみ」は、自己搬入と戸別収集により処理されます。

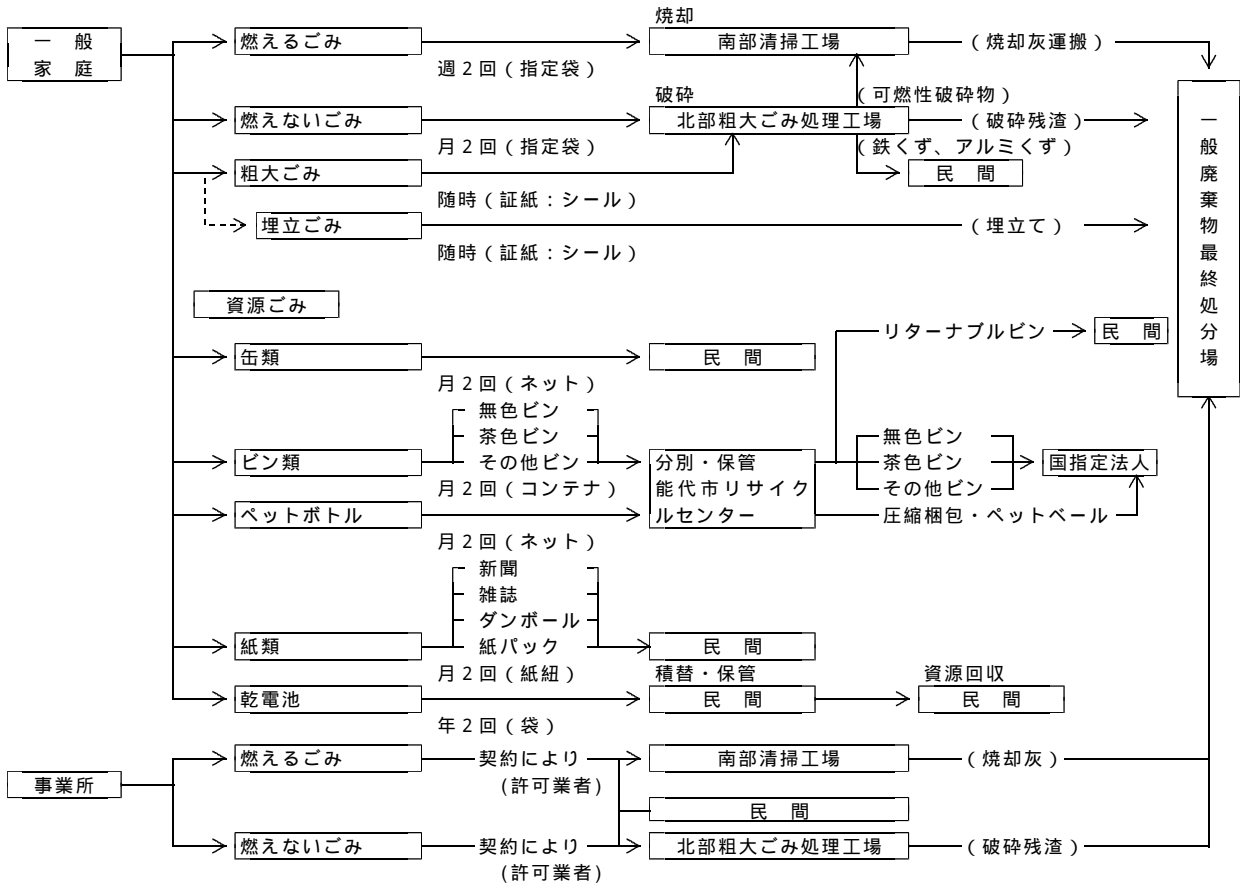
二ツ井地域では「燃えるごみ」、「燃えないごみ」及び「資源ごみ」に大別され、ステーション方式で収集されます。このうち「資源ごみ」は「ビン・缶・ペットボトル」と「古紙」に分類されます。更に「古紙」は新聞、雑誌、ダンボールに細分されています。尚、平成19年4月1日からは収集品目に「粗大ごみ」の追加と「乾電池」を新たに「資源ごみ」としてする収集する計画となっております。

中間処理は、焼却処理施設として能代山本広域市町村圏組合が運営する南部清掃工場があり、破碎処理施設として北部粗大ごみ処理工場があります。また、資源ごみの処理施設としては、能代地域では能代リサイクルセンター、二ツ井地域では藤里町リサイクルセンターがあり、そこで圧縮梱包等の処理をし、再生業者へ引渡しをしています。

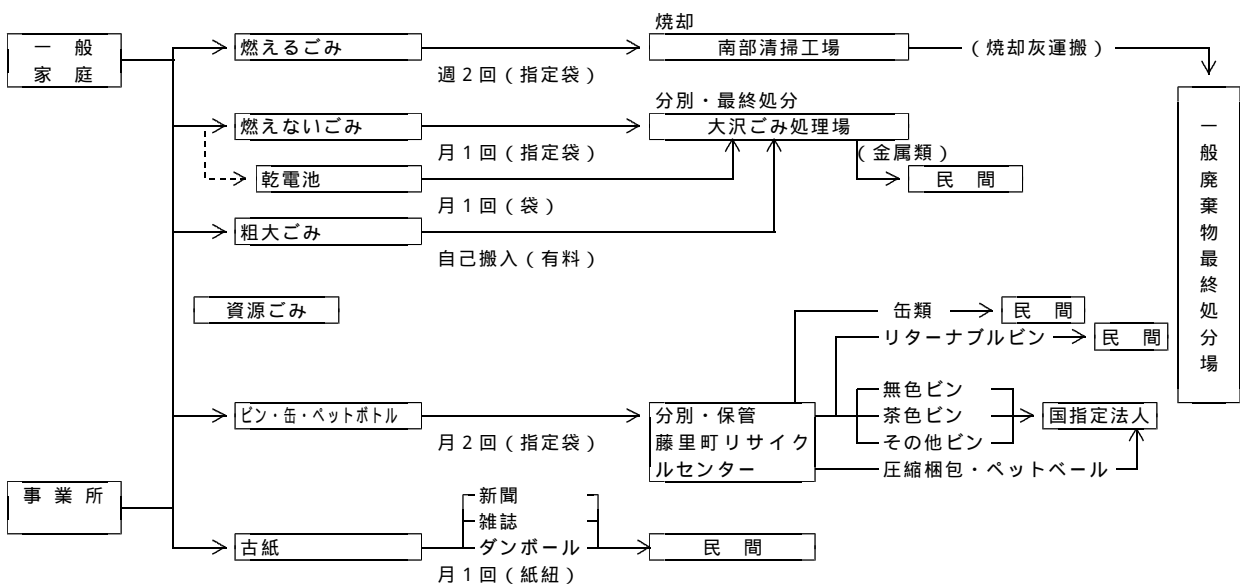
中間処理後の焼却残渣は、能代市一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。事業所から排出されるごみは、能代山本広域市町村圏組合の施設等を利用し事業者自ら処理するか許可業者に委託して処理しています。

# (1)処理及び処分体系

## 能代地域



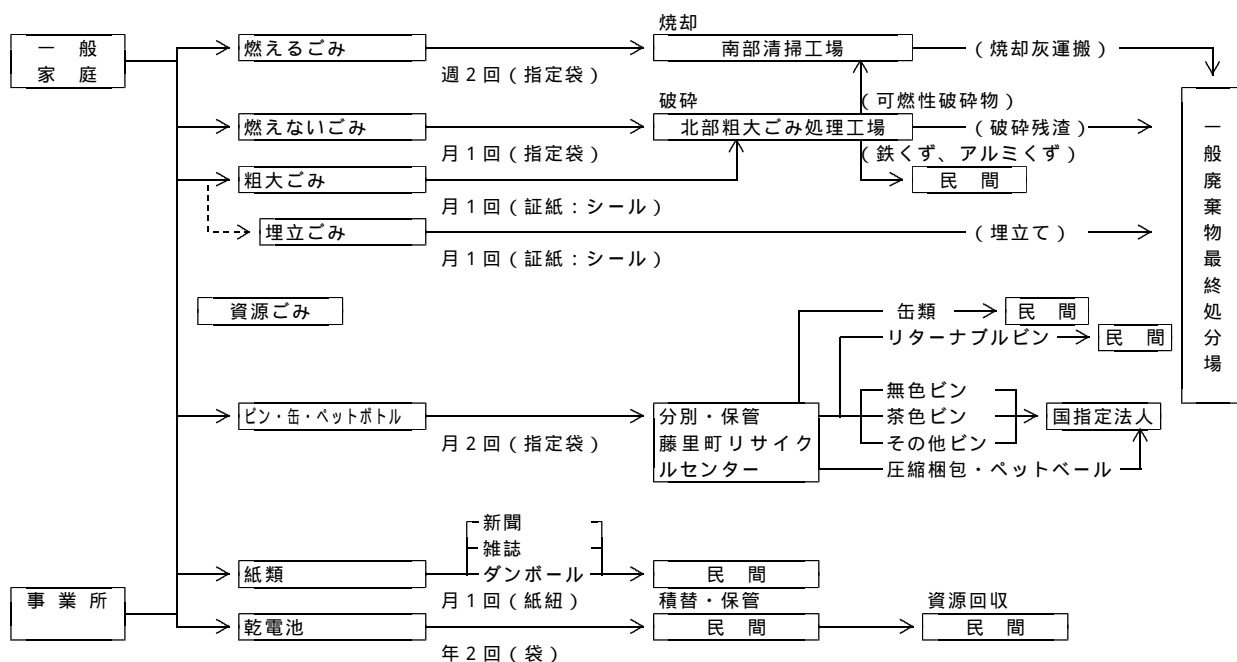
## 二ツ井地域 (平成19年3月31日まで)



粗大ごみ」という区分はないが、この表においては便宜的に使用する。実際は、可燃・不燃に関わらず指定袋にはいらぬものを指す。平成19年3月31日までは、5品目、7分別。



二ツ井地域 (平成 19年 4月 1日から予定)



平成 19年 4月 1日から、6品目 8分別。

(2) 収集及び運搬

- ・家庭系ごみ (一般廃棄物)  
家庭から排出されるごみは、一部は市が直営で収集運搬を行っていますが、他の大部分は業者委託により処理しています。
- ・事業系ごみ (事業系一般廃棄物)  
事業所から排出されるごみは、事業者が焼却施設に自己搬入するか、許可業者による処理を行うかいずれかの方法をとっています。二ツ井地域では事業所から排出されるごみも回収しますが、専用の指定袋を使用しています。

(能代地域)

区分	処理主体	収集回数	収集容器等	収集方法	収集運搬形態	運搬先
家庭系	燃えるごみ	能代市	週 2 回	指定袋	ステーション方式	委託 6 台 南部清掃工場
	燃えないごみ	"	月 2 回	指定袋	委託 2,466ヶ所	
	粗大ごみ	"	随時	証紙 (シール) 貼付	戸別有料	直営 1 台 北部粗大ごみ処理工場
	埋立ごみ	"				
資源系	紙類	"	月 2 回	紙ひもで結束	ステーション方式	直営 1 台 民間
	缶類	"		ネット	直営 11ヶ所	委託 6 台 民間
	ビン	"		コンテナ	委託 1,065ヶ所	計 7 台 能代市リサイクルセンター、民間
	ペットボトル	"		ネット		能代市リサイクルセンター
	乾電池	"		年 2 回	透明袋	ステーション方式 委託 1,065ヶ所
事業系	燃えるごみ	事業者	自己搬入 若しくは 戸別契約	自己搬入 若しくは 戸別	自己搬入 若しくは 許可業者	南部清掃工場
	燃えないごみ	"				北部粗大ごみ処理工場
	埋立ごみ	"				一般廃棄物最終処分場

(平成 18年 12月末現在)

(二ツ井地域：平成19年3月31日)まで

区分	処理主体	収集回数	収集容器等	収集方法	収集運搬形態	運搬先
燃えるごみ	能代市	週2回	指定袋	ステーション方式 委託 522ヶ所	委託 3台	南部清掃工場
燃えないごみ	"	月1回	指定袋	ステーション方式 委託 522ヶ所	委託 1台 自己搬入	大沢ごみ処理場
乾電池			袋			
資源物	古紙	月2回	紙ひもで結束	ステーション方式 委託 522ヶ所	委託 1台	民間
	缶類・ビン・ペットボトル		指定袋			藤里町リサイクルセンター

(平成18年12月末現在)

(二ツ井地域：平成19年4月1日から予定)

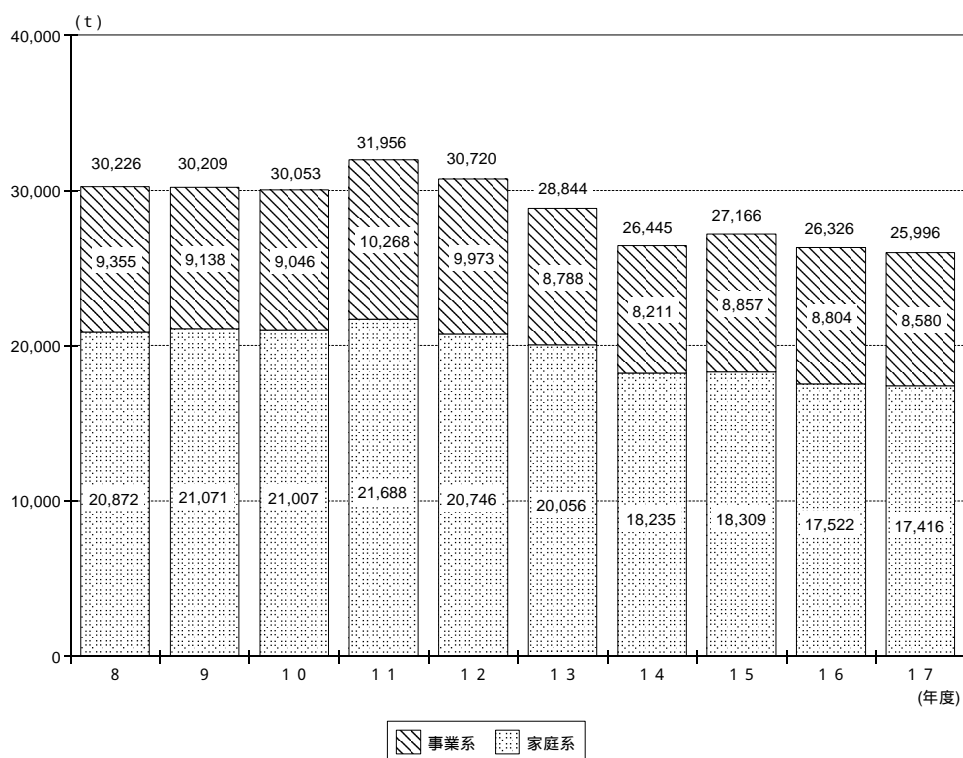
区分	処理主体	収集回数	収集容器等	収集方法	収集運搬形態	運搬先
燃えるごみ	能代市	週2回	指定袋	ステーション方式 委託 522ヶ所	委託 3台	南部清掃工場
燃えないごみ	"	月1回	指定袋	ステーション方式 委託 522ヶ所	委託 1台	北部粗大ごみ処理工場
粗大ごみ	"	月1回	証紙 (シール) 貼付	戸別有料	委託 1台	北部粗大ごみ処理工場
						埋立ごみ
資源物	紙類	月1回	紙ひもで結束	ステーション方式 委託 522ヶ所	委託 1台	民間
	缶類・ビン・ペットボトル	月2回	指定袋			藤里町リサイクルセンター
	乾電池	年2回	袋			北部粗大ごみ処理工場

### (3)中間処理及び最終処分

施設名称	処理方式	処理能力	竣工年月
南部清掃工場	全連続式	144t / 24時間	H7.4 H11.8(変更) H14.4(変更)
北部粗大ごみ処理工場	横軸回転式及び剪断式	30t / 5時間	S61.4
能代市リサイクルセンター	ガラス色選別	4.2t / 5時間	H12.4
	ペットボトル圧縮梱包	0.5t / 5時間	
藤里町リサイクルセンター	ガラス色選別	12t / 8時間	H13.4
	ペットボトル圧縮梱包	4t / 8時間	
能代市一般廃棄物最終処分場	管理型	41,712m <sup>2</sup> 13,500m <sup>2</sup>	S52.12(旧) H6.4(新)
大沢ごみ処理場		12,211m <sup>2</sup>	S48.4

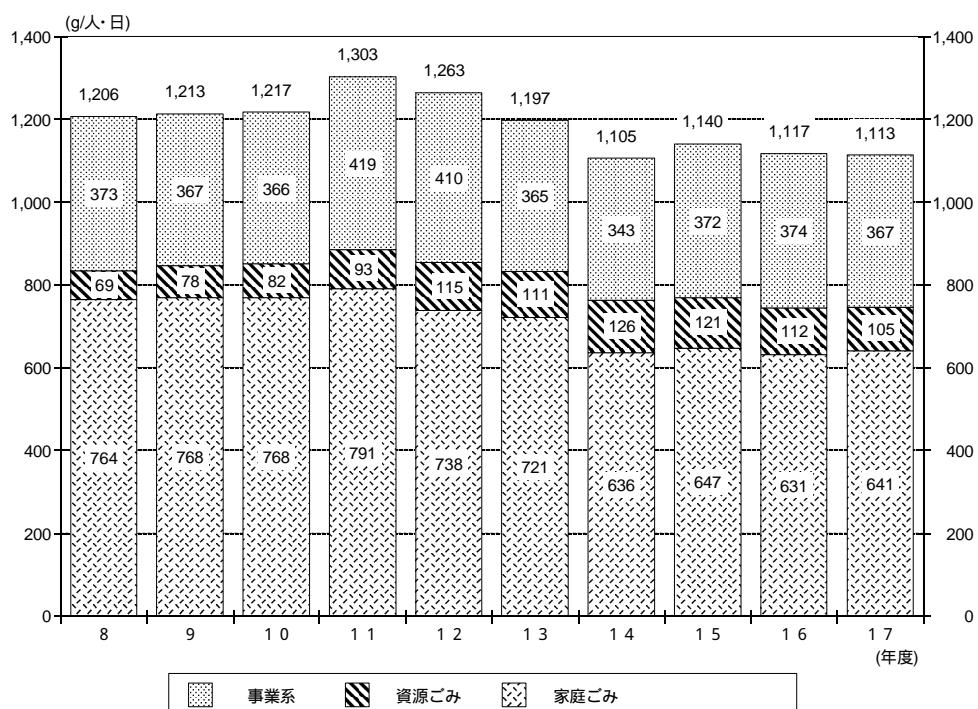
## 2.ごみ処理の実績について

### (1)ごみ排出量の推移



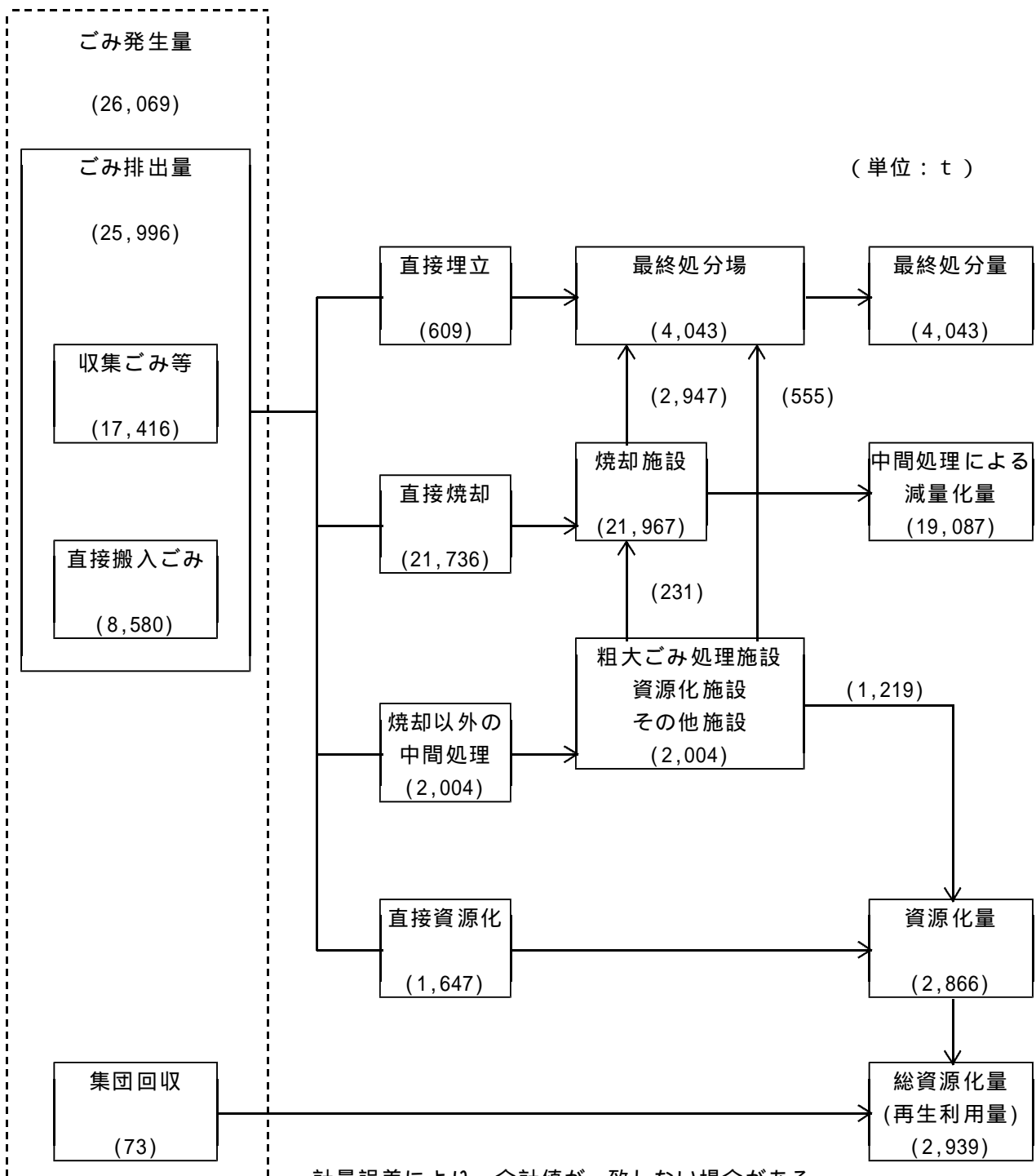
ごみ排出量とは、市が収集している収集ごみ、市民や事業所が清掃工場等へ直接搬入している直接搬入ごみの総和を指します。数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合があります。

### (2)1人1日当たりのごみ排出量の推移



数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合があります。

### 3. 3. ごみ処理の流れ (平成 17年度 )について



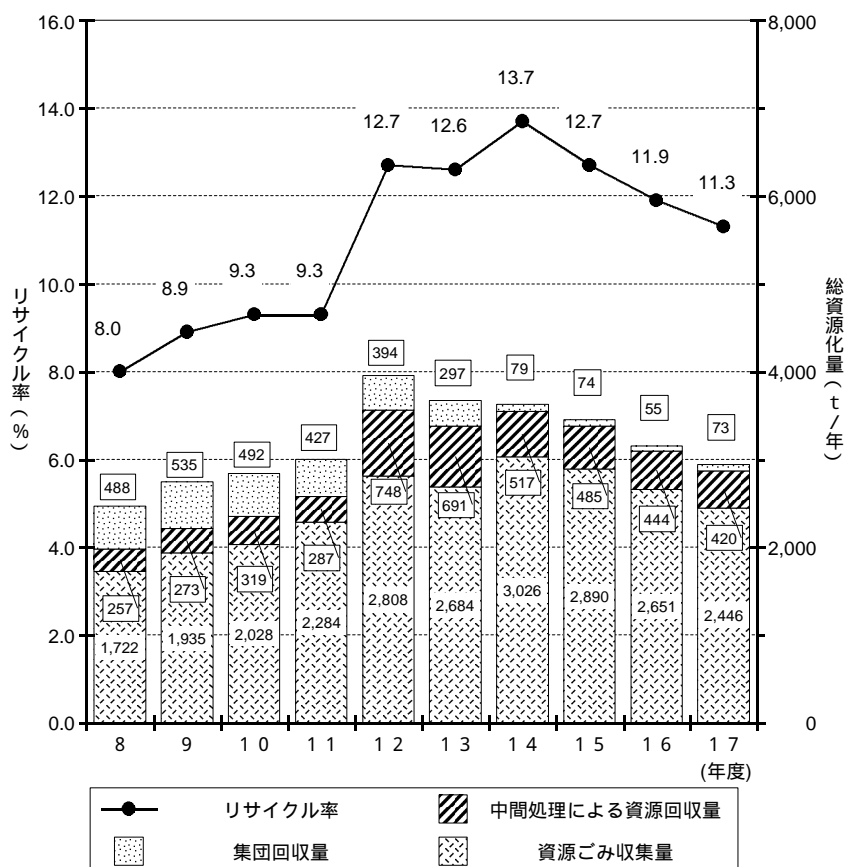
計量誤差により、合計値が一致しない場合がある。  
各項目の数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

ごみ発生量とは、市が収集している収集ごみ、市民や事業所が清掃工場等へ直接搬入している直接搬入ごみ、資源登録回収団体が集めた集団回収分の総和を指します。

## 4.資源化の状況について

資源ごみとして収集されるものだけでなく、中間処理施設において、粗大ごみ等の処理の過程で資源化できるものを回収することにより、リサイクル率の向上を図っていますが、市の処理ルートを経由しない資源回収事業者等の増加により、名目上のリサイクル率は減少する傾向にあります。今後、市の資源化の全体像を把握するため、市の処理ルートを経由しない資源回収量についても詳細に調査をいたします。

### リサイクル率及び総資源化量の推移



$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{総資源化量} = (\text{資源ごみ収集量} + \text{中間処理による資源回収量} + \text{集団回収量})}{\text{ごみ発生量} = (\text{ごみ排出量} + \text{集団回収量})}$$

## 5.最終処分の状況について

収集されたごみは、中間処理施設で処理された後、資源として再利用できるものを回収し、残ったものが適正に埋立処分されます。

区分	13年度 ( t )	14年度 ( t )	15年度 ( t )	16年度 ( t )	17年度 ( t )	17年度末 残余容量 ( % )
能代市一般廃棄物 最終処分場(新)	4,629.74	5,109.32	4,909.82	5,243.15	4,957.16	50,928
能代市一般廃棄物 最終処分場(旧)	223.64					12
計	4,853.38	5,109.32	4,909.82	5,243.15	4,957.16	50,940
大沢ごみ処理場	491.72	461.55	357.77	488.02	472.44	4,222

## 6.ごみ処理の課題について

国においては、循環型社会形成推進基本法の中で、製品等が廃棄物となった場合、環境負荷をできる限り低減する観点から施策の優先順位を発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(マテリアルリサイクル) 熱回収(サーマルリサイクル) 適正処分と規定し、この基本的な枠組みを基に各種リサイクル法を整備し、循環型社会の実現を推進しています。

また、ごみ処理に関しては、循環型社会の構築に向けた取り組みを一層強めていくという基本的な考え方をもとに、国や県から一般廃棄物の減量化目標が示されております。

	国の目標値	秋田県の目標値
排出量	約 5 % 削減	20 % 削減(464千t 364千t) 1人1日排出量 15 % 削減 (1,050g/人・日 890g/人・日)
再生利用量	約 11 % 約 24 % に増加	15.6 % 24.1 %
最終処分量	おおむね半分に削減	概ね半分に削減 (86千t 40千t)

国 : 平成9年度に対する平成22年度の目標値

秋田県 : 平成11年度に対する平成22年度の目標値

(第2次秋田県廃棄物処理計画による。H18.4策定(計画期間H18~H22))

現在のごみ処理については、収集方法等ほとんど合併前の旧市町の方式を踏襲しているため、施設ごとに異なる処理をしています。このため、分別の種類や収集方法等の統一を図る必要があります。

とりわけ、現在、容器包装リサイクル法に基づく品目のうちプラスチック製容器包装に関しては、分別収集は行っていないので、早期に実施し、資源化を図らなければなりません。

一方、ごみの分別を増やしていくと、ごみ処理に要する経費も増大しますので、市の財政事情を考慮すると、その節減方法も検討する必要があります。また、自治体の負担割合が大きい現状を変えていくためにも、拡大生産者責任の考え方に立った制度改正を国等に強く働きかけていかなければなりません。さらに、より一層の資源化を図るためには、生ごみのリサイクルなどを研究・検討する必要もあります。

最終処分場についても今後10年程で満杯となる見込みであり、ごみの最終処分に係る施設整備の検討が求められております。

## [2]し尿及び生活雑排水処理

### 1.し尿及び生活雑排水処理の状況について

#### (1)処理の流れ

し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可する許可業者により収集され、中央衛生処理場と米代流域衛生センターへと運搬され処理されます。処理工程で発生した汚泥は脱水機により脱水し、乾燥、焼却処理されます。焼却残渣は能代市一般廃棄物最終処分場及び北秋田市周辺衛生施設組合で管理する最終処分場で埋め立て処分されます。

下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水施設の未使用家庭では、し尿汲み取り、炊事・洗濯等の生活雑排水は未処理のまま排出されているため、公共用水域の環境に大きな負荷を与えており、生活雑排水に対する早期対策が必要です。

また、平成17年3月現在の生活排水処理率は、下水道と合併処理浄化槽、農業集落排水施設の普及により48.0%であり、生活排水を処理しないまま排出する人の割合がおよそ半分を占めています。

#### (2)し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、中央衛生処理場及び米代流域衛生センターで処理しています。それぞれ能代山本広域市町村圏組合、北秋田市周辺衛生施設組合が施設運営を行っております。

施設名	中央衛生処理場	米代流域衛生センター
所在地	能代市河戸川字西山下1-2	北秋田市脇神字三ツ屋岱1-1
処理能力	120K・/日 し尿 : 93K・/日 浄化槽汚泥 : 27K・/日	100K・/日 し尿 : 80K・/日 浄化槽汚泥 : 20K・/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理方式	高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理方式
供用開始年月	平成11年4月 平成19年4月(変更予定)	平成6年4月
構成団体	能代市、三種町、八峰町、	北秋田市、上小阿仁村、藤里町、能代市



## 2. し尿及び生活雑排水処理の実績について

区 分	13年度 実績	14年度 実績	15年度 実績	16年度 実績	17年度 実績
<b>1. 計画処理区域内人口</b>	66,007	65,543	65,115	64,573	63,985
能代地域	53,762	53,454	53,155	52,792	52,381
二ツ井地域	12,245	12,089	11,960	11,781	11,604
<b>2. 水洗化（生活雑排水処理）人口</b>	25,035	26,447	28,069	29,318	30,699
能代地域	22,257	23,364	24,783	25,828	27,040
二ツ井地域	2,778	3,083	3,286	3,490	3,659
(1)下水道	15,027	15,961	16,836	17,455	18,212
能代地域	15,027	15,961	16,836	17,455	18,212
二ツ井地域	0	0	0	0	0
(2)合併浄化槽	9,728	10,205	10,952	11,584	12,209
能代地域（人口）	6,950	7,122	7,666	8,094	8,550
"（基数）	1,036	1,203	1,369	1,476	1,590
二ツ井地域（人口）	2,778	3,083	3,286	3,490	3,659
"（基数）	747	835	903	968	1,035
(3)農業集落排水施設	280	281	281	279	278
能代地域	280	281	281	279	278
二ツ井地域	0	0	0	0	0
<b>3. 水洗化（生活雑排水未処理）人口</b>	2,802	2,829	2,583	2,483	2,451
(単独処理)					
能代地域（人口）	1,892	1,944	1,710	1,623	1,596
"（基数）	497	652	574	545	561
二ツ井地域（人口）	910	885	873	860	855
"（基数）	270	265	261	261	260
<b>4. 非水洗化人口</b>	38,170	36,267	34,463	32,772	30,835
能代地域	29,613	28,146	26,662	25,341	23,745
二ツ井地域	8,557	8,121	7,801	7,431	7,090
<b>5. 計画処理区域外人口</b>	0	0	0	0	0
能代地域	0	0	0	0	0
二ツ井地域	0	0	0	0	0
<b>6. し尿処理量（KL）</b>	27,090	26,211	26,464	25,363	24,143
能代地域	21,967	21,077	20,958	19,983	19,022
二ツ井地域	5,123	5,134	5,506	5,380	5,121
<b>7. 汚泥処理量（KL）</b>	9,337	9,256	9,302	9,334	10,257
能代地域	6,331	5,964	5,621	5,295	5,624
うち農集汚泥（m3）		162	145	86	105
二ツ井地域	3,006	3,292	3,681	4,039	4,633

### 3.し尿及び生活雑排水処理の課題について

今後、下水道整備の進展に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、除々に減少していくことが予想されますが、下水道の整備には相当の期間を要することから、当面急激な変化はないものと考えられます。

当市でも前述のとおり生活排水処理率は5割程度の状況であり、河川の水質汚濁の原因の1つになっています。このため、下水道の整備を推進するとともに、下水道区域外においては合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の普及を促進し、生活排水処理率の向上を図っていくことが課題となっています。

また、近年における生活様式等の変化に伴い、生活雑排水は、質的、量的にも変化してきており、処理基準に応じた適正処理が不可欠になっています。

# 第3章 一般廃棄物処理基本計画

## 〔1〕ごみ処理

### 1.ごみ処理に係る理念・目標について

人間は、自らを取り巻く環境の中から食料や原料という形で資源を採取し、不用物を排出しながら生活しています。このことは、換言すれば、環境から多くの恵沢を受けるとともに、環境に影響を及ぼしながら活動しているということになります。

しかしながら、これまでの人口の増大と社会経済活動の拡大に伴い、環境の復元能力を超えた資源採取や不用物の排出により環境の汚染などの問題が発生しており、日々の市民生活、経済社会活動に直接関わるものであり、一日も放置できない重要な課題となっています。

地球環境問題の基本ともいえるこの廃棄物問題に対処するため、全国の各自治体においても廃棄物の排出の抑制や減量化、資源化等に取り組んでいますが、一方では、中間処理施設や最終処分場の設置等については、地域の合意形成が得にくくなるなど、廃棄物処理は大きな社会問題ともなっています。

国においてはここ数年の間に、資源化可能物の再生利用やダイオキシン類排出抑制強化等に伴う法の改正、新法の制定などを行っており、廃棄物を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。

このような背景の中で、本市においては「能代市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、廃棄物の排出等を抑制し、その再生利用を推進すること等により、廃棄物の減量化を図っていくこととしており、本計画に示された目標に向けた施策を着実に実行することが、この地域のみならず、ひいては地球規模の環境問題を解決することに結びつくこととなりますが、そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら一体となって行動する必要があります。

### 2.ごみ処理の基本方針について

廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること。

（発生抑制：Reduceリデュース）

廃棄物となったものについても、できる限り繰り返し使用すること。

（再使用：Reuseリユース）

再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること。

（再生利用：Recycleリサイクル）

どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこと。

（廃棄物の適正処理の推進）

を基本指針として、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて取り組むための責務を明確にし、その周知等に努めます。

### 3.ごみ排出量の推計について

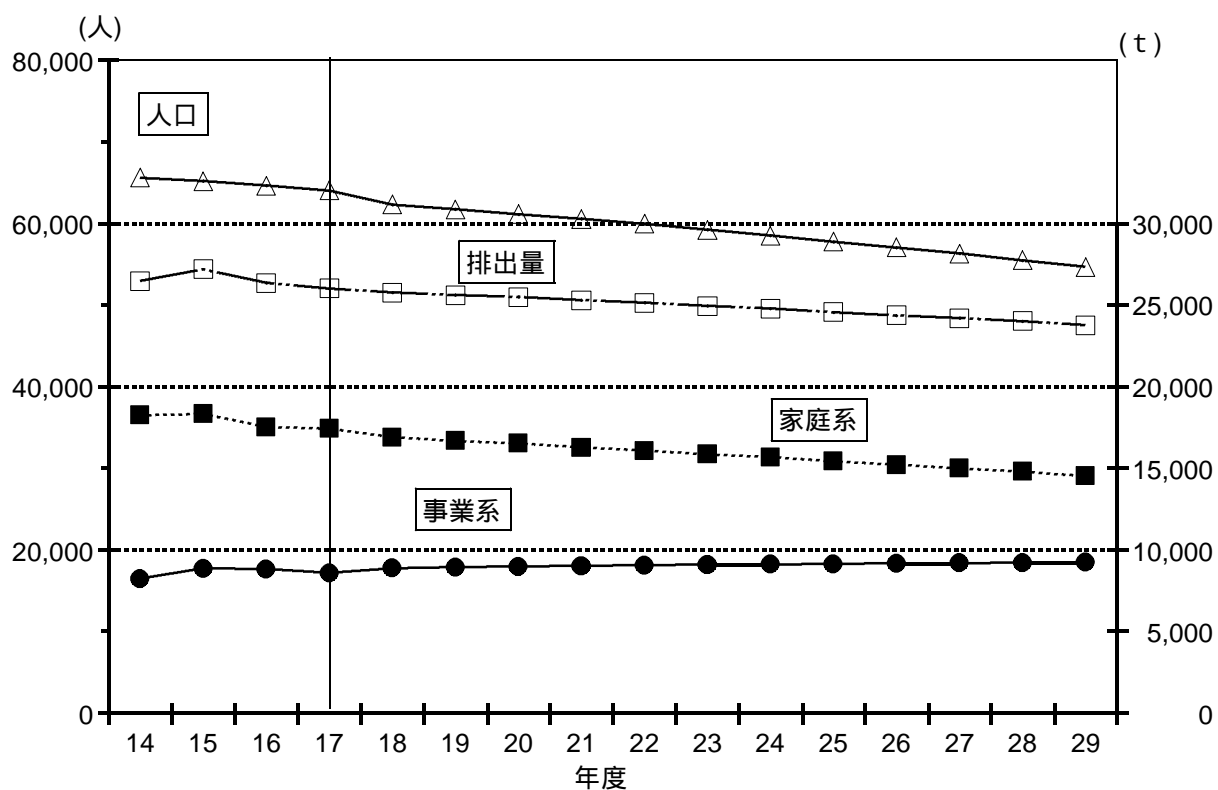
ごみ排出量の推計は、「収集・資源回収」については将来人口に分別区分ごとの原単位を乗じて算出します。「直接搬入ごみ」については、分別区分ごとに年間排出量を原単位とします。

なお、将来人口については、H12とH17の国勢調査の変化率に基づく5年毎の人口推計(コーホート変化率法：それ以外の年は5年間の変化数を割り返し)を用いて推計するものとし、分別区分ごとの原単位については、過去のデータを基に関数式をあてはめて推計しました。

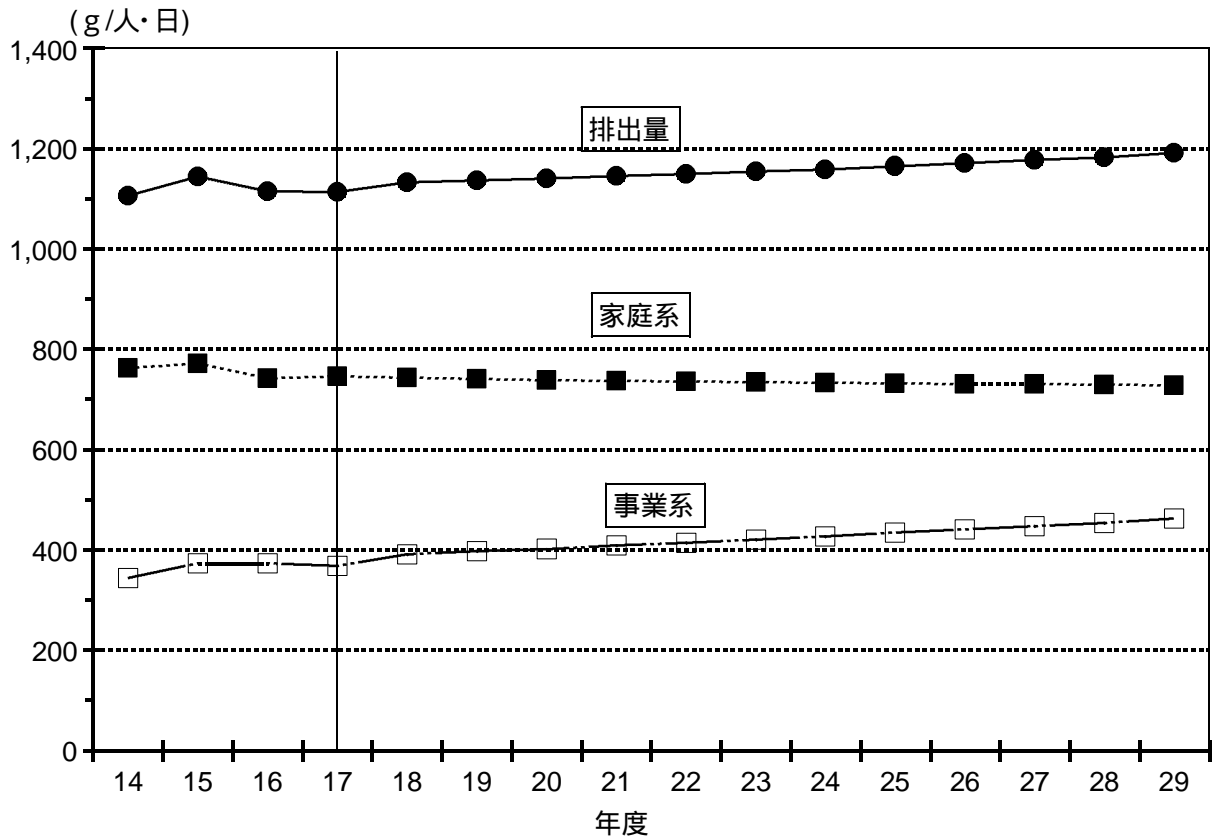
区 分	平成17年度 (実績値)	平成24年度 (中間目標年度)	平成29年度 (計画最終年度)
人 口 (人)	63,985	58,456	54,641
ご み 排 出 量 (t)	25,996	24,829	23,737
1人1日排出量 (g)	1,113	1,160	1,190
リサイクル率 (%)	11.3%	9.7%	9.0%
最 終 処 分 量 (t)	4,043	4,134	4,130

人口の推計値は、日本統計協会の値を使用して推計を行ったものである。

#### ごみ排出量の推計



ごみ排出量の推計（1人1日当たりの排出量）



#### 4.基本目標について

本市における、ごみ減量、資源化、最終処分の目標を以下のように定めます。

設定年度は、基準年度を平成17年度とし、平成24年度を中間目標年度とします。

なお、中間目標年度以降については、中間目標の達成状況を見極める必要があるため、現時点では具体的数値目標は定めないものとします。

目標数値（中間目標年度 平成24年度）

##### ごみの減量目標

市民一人一日あたりの家庭系ごみ(資源化物を除く。)の排出量を平成17年度の641gから15%以上削減する。

事業系ごみ(資源化物を除く。)の排出量を平成17年度の8,580から15%以上削減する。

##### リサイクル率の目標

リサイクル率を、平成17年度の11.3%から15%以上に引き上げる。

##### 最終処分量の減量目標

最終処分量(埋立量)を、平成17年度の4,043から7.5%以上削減する。

## 5. 目標達成に向けたごみ処理の施策について

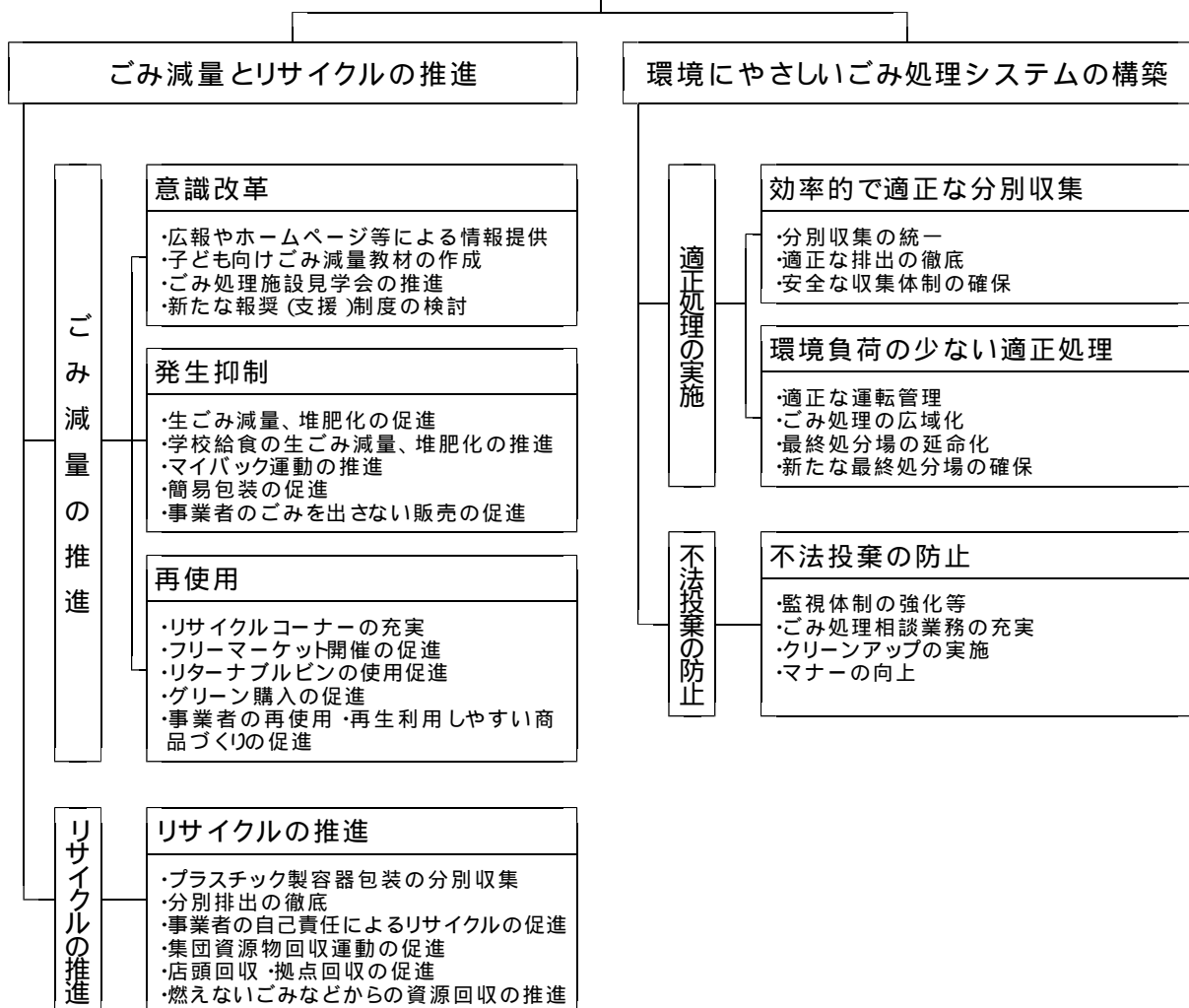
### (1) 施策体系

#### 市民・事業者・市の役割

市民の行動	事業者の行動	市の行動
1. ごみとなるものの発生抑制 2. 再使用 3. リサイクル 4. 市民の自己啓発等	1. 環境負荷の少ない商品づくり 2. ごみを出さない販売 3. リサイクル	1. ごみ減量・リサイクル意識の啓発 2. 市民、事業者の自主的な取り組みを促すための支援 3. 子どもへの啓発活動の推進 4. リサイクルの推進 5. 適正処理の実施 6. 新たな処理施設の整備 7. 市の施設での取り組み

#### 市民・事業者・市の行動推進に向けた市の施策

じょうずに使ってリサイクル 未来へつなぐ環境のまち能代



## ( 2 ) 市民・事業者・市の役割

市民、事業者は、目標達成に向け、以下に掲げる取り組みを推進していくものとします。

市は、これらの取り組みが円滑に行われるよう支援していくとともに、自らの事業の実施において率先した取り組みを行います。

### 市民の行動

#### [ 行動 1 ] ごみとなるものの発生抑制

- ・風呂敷やマイバッグを積極的に活用し、レジ袋の消費を抑える。
- ・簡易な包装に努め、過剰包装を辞退する。
- ・生ごみは十分に水切りし、雑草なども乾燥させてからごみに出す。
- ・必要なものを必要なだけ購入するよう心掛ける。
- ・詰め替え製品の使用を心掛ける。
- ・食事は適量調理し、作りすぎない。

#### [ 行動 2 ] 再使用

- ・できるだけごみの発生を抑えるとともに、廃棄する前にもう一度使えるよう工夫する。
- ・フリーマーケットなど不用品交換の機会(「ばくる」市)を利用する。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん(ビールびん、一升びん)を積極的に選ぶ。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入( )」に努める。

#### [ 行動 3 ] リサイクル

- ・資源物の分別排出を徹底する。
- ・集団資源物回収運動に積極的に参加する。
- ・資源物の店頭回収や市の拠点回収を積極的に利用する。

#### [ 行動 4 ] 市民の自己啓発等

- ・情報収集に努め、自ら学習する。
- ・市及び団体等の啓発活動等に積極的に参加する。
- ・隣近所と情報交換をし、助け合って行動する。

### 事業者の行動

#### [ 行動 1 ] 環境負荷の少ない商品づくり

- ・リサイクルしやすい素材を使用した商品づくりに努める。
- ・修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及に努める。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入( )」に努める。

#### [ 行動 2 ] ごみを出さない販売

- ・マイバッグ運動、簡易包装促進運動に積極的に取り組む。
- ・使い捨て容器や食器の使用を抑制する。

#### [ 行動 3 ] リサイクル

- ・資源物の自主回収システムを構築する。
- ・資源物の分別排出を徹底する。

## 市の行動

### [ 行動 1 ] ごみ減量・リサイクル意識の啓発

- ・ごみの減量とリサイクルの意識（「もったいない」）定着に向けた啓発活動を行う。
- ・ごみ処理施設見学の利用拡大を図る。
- ・ごみ処理に関するデータなどの公表の充実を図る。

### [ 行動 2 ] 市民、事業者の自主的な取り組みを促すための支援

- ・市民、事業者の自主的な取り組みが円滑に行われるよう、情報提供などの支援を行う。
- ・市民どおしの不用品交換の機会（「ばくる」市）を設ける。
- ・ごみ減量に伴う処理費用の減少分を市民に還元する。
- ・ごみ減量化に取り組む団体等を支援する。

### [ 行動 3 ] 子どもへの啓発活動の推進

- ・子どもへのごみ減量、リサイクルに関する教育を行う。
- ・クリーンアップなどボランティア活動へ参加を促す。
- ・ポイ捨て禁止等マナー向上に関する啓発活動を行う。

### [ 行動 4 ] リサイクルの推進

- ・新たな資源物の分別収集、資源化について調査研究を行う。
- ・家庭系生ごみの堆肥化を調査研究する。
- ・排出されたごみからの資源化を推進する。

### [ 行動 5 ] 適正処理の実施

- ・収集運搬体制の効率化を図る。
- ・適正な排出の徹底を図る。
- ・ごみ処理施設における適正な処理の実施と安全の確保に努める。
- ・資源ごみの収集日を多くするなど、収集運搬体制を検討する。

### [ 行動 6 ] 新たな処理施設の整備

- ・ごみ処理の広域化をふまえつつ、新たな処理施設の整備のあり方を検討する。

### [ 行動 7 ] 市の施設での取り組み

- ・公共施設やイベントなどでの資源物分別を徹底する。
- ・学校給食の生ごみ減量・堆肥化を調査研究する。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入( )」に努める。

「グリーン購入」とは...

製品を購入する際などに、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境の事を考えて、環境にやさしいものを選んで購入すること。



( 3 ) 市の個別施策  
 1 ) ごみ減量の推進  
 意識改革

個別施策	内 容
広報やホームページ等による情報提供	より効果的な周知方法の検討を行い、ごみの出し方やリサイクルのアイデア、イベントなどの情報提供に努めます。 また、ごみ処理に関するデータの公表の充実を図ります。
子ども向けごみ減量教材の作成	子どもが理解しやすいよう、子ども向けのごみ減量・リサイクルに関する教材の作成を検討します。
ごみ処理施設見学会の推進	団体だけでなく、個人が参加しやすい方法によりごみ処理施設の見学会を実施します。
新たな報奨(支援)制度の検討	市域全体のモデルとなりうる活動を行う団体に対し、活動を支援します。

発生抑制

個別施策	内 容
生ごみ減量、堆肥化の促進	家庭からでる生ごみの減量、堆肥化の方法を調査研究します。
学校給食の生ごみ減量、堆肥化の推進	給食生ごみの減量、堆肥化の方法を調査研究します。
マイバック運動の推進	より効果的な手法の検討を行い、市民と事業者が一体となったマイバッグ運動を展開します。
簡易包装の促進	より効果的な手法の検討を行い、市民と事業者が一体となった簡易包装の促進運動を展開します。
事業者のごみを出さない販売の促進	事業者による使い捨て容器・食器の使用抑制や、在庫調整によるごみの発生抑制を促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

再使用

個別施策	内 容
リサイクルコーナーの充実	市民からの使用可能な不用物の提供を促進し、展示物の増加、充実を図ります。 また、ホームページを活用して情報提供を行います。
フリーマーケット開催の促進	広報誌やホームページなどにより、市内で開催されるフリーマーケットやバザーを紹介するなど、開催の支援を行います。
リターナブルビンの使用促進	市民と事業者を一体として、より効果的な手法の検討を行い、繰り返し使えるリターナブルビンの使用を促進します。
グリーン購入の促進	環境負荷ができるだけ小さい製品などを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を促進します。
事業者の再使用・再生利用しやすい商品づくりの促進	事業者によるリサイクルしやすい素材を使用した商品づくりや、修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及のための取り組みを促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

## 2) リサイクルの推進

個別施策	内 容
プラスチック製容器包装の分別収集	プラスチック製容器包装の分別収集を、平成20年4月から全市域で実施します。
分別排出の徹底	ごみの分別方法や排出日について、より分かりやすい周知啓発を行うことなどにより、分別排出を徹底し、リサイクルを推進します。
事業者の自己責任によるリサイクルの促進	事業所から出される資源ごみ(古紙、ビン、缶など)を、事業者自らがリサイクル処理できるように情報を提供します。
集団資源物回収運動の促進	町内会や子供会などの資源物回収団体や資源物の回収業者を奨励金の交付により支援し、活動の安定化と回収団体数の増加を図ります。
店頭回収・拠点回収の促進	大型店だけでなく小型店にも資源物の店頭回収を要請し、実施店の拡大を図ります。 また、拠点回収についても整備を図ります。
燃えないごみなどからの資源回収の推進	能代山本広域市町村圏組合に対して、燃えないごみなどを中間処理(破碎)する際は、金属等の資源回収を推進するよう働きかけます。

## 3) 適正処理の実施

### 効率的で適正な分別収集

個別施策	内 容
分別収集の統一	現在、能代地域と二ツ井地域で異なる分別収集方法を平成20年4月から統一するとともに、プラスチック製容器包装の分別収集を実施し、全市域を9品目14分別とします。
適正な排出の徹底	家電リサイクル法の対象物やホイール付タイヤ、消火器、バッテリーなどの処理困難物については、ごみ集積場に排出しないよう周知徹底を図ります。 また、ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域に住民による分別アドバイザーの配置を検討します。
安全な収集体制の確保	スプレー缶やカセットボンベによる収集車などの火災防止や、割れたガラスなどによる収集作業員の怪我防止のため、危険物の排出方法の周知徹底を図ります。

## 環境負荷の少ない適正処理

個別施策	内 容
適正な運転管理	リサイクルセンター、最終処分場の適正な運転管理に努めます。また、能代山本広域市町村圏組合に対して、中間処理施設(焼却施設、破碎処理施設)の適切な運転管理に努めるよう働きかけます。焼却施設におけるダイオキシン類などの大気汚染物質の排出抑止については、特に慎重な対応に努めるよう働きかけを行います。
ごみ処理の広域化	効率的なごみ処理を行うため、引き続き施設規模に見合った広域的な取り組みを行います。
最終処分場の延命化	ごみの減量・リサイクルの推進のための施策により最終処分量を削減し、現有最終処分場の延命化を図ります。
新たな最終処分場の確保	現有最終処分場の埋め立てが約10年後に完了する見通しであるため、新たな最終処分場の整備を検討します。

## 4) 不法投棄の防止

個別施策	内 容
監視体制の強化等	不法投棄の早期発見、防止を図るため、監視員によるパトロールや啓発活動等を強化します。
ごみ処理相談業務の充実	分別方法について理解が十分でないことによる不法投棄を防止するため、ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域に住民による分別アドバイザーの配置を検討します。
クリーンアップの充実	ボランティアによるクリーンアップへの支援の充実を図ります。
マナーの向上	ポイステ禁止等の啓発活動を行い、子どもからお年寄りまで、マナーの向上のための教育を行います。

## (2) し尿及び生活雑排水処理

し尿及び生活雑排水の処理は、公共下水道等の下水道整備計画と密接な関係があります。現在、下水道整備計画の見直し作業を行っており、将来予測が大きく変更になる可能性があります。

このため、今回は、し尿等の処理についての計画は策定せず、下水道整備計画が策定された後、速やかに策定するものとします。



## 【能代市一般廃棄物処理基本計画の策定経過等】

## 能代市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

年 月 日	事 項
18年 6月29日	平成18年度第1回能代市廃棄物減量等推進審議会 ・委嘱状交付 ・一般廃棄物処理実施計画について説明
18年 9月29日	平成18年度第1回能代市環境のまちづくり市民懇談会 ・委嘱状交付 ・懇談会の進め方について説明
18年10月27日	平成18年度第2回能代市環境のまちづくり市民懇談会 ・能代市一般廃棄物処理基本計画の策定について、趣旨、推移、方針などについて説明
18年11月24日	平成18年度第3回能代市環境のまちづくり市民懇談会 ・フリーディスカッション（ごみをテーマに意見交換）
18年11月29日	平成18年度第2回能代市廃棄物減量等推進審議会 ・能代市一般廃棄物処理基本計画の策定について、趣旨、推移、方針などについて説明
18年12月21日	平成18年度第4回能代市環境のまちづくり市民懇談会 ・フリーディスカッション（ごみをテーマに意見交換）
19年 1月26日	平成18年度第5回能代市環境のまちづくり市民懇談会 ・能代市の一般廃棄物処理基本計画に関する環境のまちづくり市民懇談会とりまとめ（案）について意見集約
19年 2月 5日	平成18年度第3回能代市廃棄物減量等推進審議会 ・市長から審議会会長へ能代市一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問 ・能代市一般廃棄物処理基本計画（案）について
19年 2月26日	平成18年度第4回能代市廃棄物減量等推進審議会 ・能代市一般廃棄物処理基本計画（案）について
19年 2月27日	・能代市廃棄物減量等推進審議会会長から市長に答申
19年 3月12日	・能代市議会環境産業委員へ説明
19年 3月19日	・計画決定

# 〔 諮 問 文 〕

能環発第179号

平成19年2月5日

能代市廃棄物減量等推進審議会

会長 佐藤俊子様

能代市長 齊藤滋宣

能代市廃棄物の減量及び処理に関する条例第18条の規定に基づく能代市一般廃棄物処理基本計画を策定するため、同条例第55条の規定に基づき、下記事項を諮問する。

## 記

- 1 能代市一般廃棄物処理基本計画の策定について

# 〔答 申 文〕

平成19年 2月27日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

能代市廃棄物減量等推進審議会  
会長 佐 藤 俊 子

## 能代市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

平成19年2月5日付け能環発第179号をもって諮問されました、能代市一般廃棄物処理基本計画の策定について審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

### 記

本審議会に諮問された能代市一般廃棄物処理基本計画（案）は、循環型社会の実現に向けて、能代市の廃棄物行政が今後進むべき方向性を示す内容となっております。また、策定過程において、市民参加の取り組みとして「能代市環境のまちづくり市民懇談会」の設置による意見や提案をふまえたものであり、より実効性の高いものとなっております。以上のことから本計画（案）は、概ね妥当なものと認めます。

なお、今後、基本計画の成案化や推進に向けて以下の点について、特に留意していただきたい。

- 1．環境教育を徹底することは非常に大事なことと考える。行動計画の中で、子どものごみ教育に関わる部分を一つの柱（行動）とすることを検討されたい。
- 2．市民の行動として、「マイバックの持参」、「詰め替え製品の使用」等の行動を盛り込まれたい。



## 能代市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：自 平成18年6月29日～至 平成20年6月28日

審議会会長 職務代理 (平成19年2月28日現在)

氏名	推薦団体名等
赤塚次郎	能代市自治会連合協議会
石田俊子	日赤奉仕団
大山喜代夫	能代市榊土地改良区
北嶋哲彦	山本地域振興局福祉環境部環境指導課(能代保健所)
工藤イサ	能代二ツ井連合婦人会
佐々木博子	J A あきた白神女性部
佐藤俊子	能代二ツ井連合婦人会
鈴木光雄	株式会社鈴木
竹内誠	株式会社テラタ
塚本恵美子	能代市消費者の会
塚本真木夫	能代市商店会連合
成田松三	二ツ井地区区長連絡協議会
畠山一昭	二ツ井駅通り商店会
宮腰慶聡	有限会社宮腰商事
横枕武美	イオン株式会社ジャスコ能代店

## 能代市環境のまちづくり市民懇談会委員名簿

任期：自 平成18年9月29日～至 平成20年9月28日

座長 職務代理 (平成19年2月28日現在)

氏名	推薦団体名等
秋林鉄美	公募
秋林正則	公募
浅田房	推薦(能代二ツ井連合婦人会)
石田明	公募
大塚信雪	推薦(J A あきた白神)
大山清美	公募
加賀雅史	推薦(能代森林資源利用協同組合)
菊地篤	推薦(おとも自然の会)
工藤茂子	学識(秋田県地球温暖化防止活動推進員)
熊谷嘉隆	学識(国際教養大学)
桜田美穂	公募
佐々木博子	推薦(J A あきた白神)
高橋鈴子	学識(元能代市環境審議会委員)
中西勉	公募
成田光枝	推薦(能代二ツ井連合婦人会)
原田憲一	公募
福田幸一	推薦(能代青年会議所)
保坂悦子	推薦(ニューウェーブ)
堀洋司	推薦(東北電力株式会社能代火力発電所)
見上淳子	公募
柳谷美喜子	公募
山崎公久	推薦(白神森林組合)
鷲尾禮次郎	推薦(風の松原に守られる人々の会)
渡辺千明	学識(秋田県立大木材高度加工研究所)
渡辺尚子	推薦(能代市消費者の会)